

# 12月は「市税滞納整理強化月間」です

～ 納期内納付のご協力をお願いします ～

税は、私たちが安心して健康な暮らしをするための原資(もと)となるものです。福祉や医療・健康対策、ごみ処理、教育、道路整備など、さまざまな事業を進めるうえで、欠くことのできない財源です。市税の納期限が過ぎてても未納の人は、納付してください。未納額全額を一度に納められないときは、すぐに申し出てください。市では市税滞納額の縮小と税の公平性の確保を目指し、12月を「市税滞納整理強化月間」として、税収確保に努めます。

**納付・相談に応じない人には滞納処分により強制的に徴収します**

市税の納期限が過ぎてても未納の人には、督促状を発送し、その後未納の場合、電話・文書などで納税の催告をしています。それでも納税がなく、納税相談もない人に対しては、滞納処分を執行し、強制的に徴収します。納税は国民の義務であり、大多数の人は滞納せず納税しています。税負担の公平を確保し、納税の義務を果たしてもらうために、滞納処分(財産の差押え)は法に定められている実施しなければならぬことなのです。

◎ **主な滞納処分(財産差押え)の取り組み**  
○ 住宅ローン返済優先者に対して

区分	25年度上半期	26年度上半期	27年度上半期
預貯金	402	426	433
給与・年金	10	19	22
生命保険	20	18	18
国税還付金	36	52	45
売掛金・賃料ほか	1	7	8
不動産	19	28	21
計	488	550	547
換価による税収	19,973,526円	24,117,691円	22,916,503円

は、不動産を差し押さえて公売します。  
○ 給与所得者に対しては、勤務先に給与照会を行ったうえで、給与を差し押さえます。  
○ 法人および自営業者に対しては、売掛金などを差し押さえます。  
○ 生命保険契約者に対しては、契約に基づく債権を差し押さえます。  
※なお、滞納処分(財産差押え)については、現在分割納付している人でも、納付額が新たに発生する年税額を下回る人は滞納処分の対象となります。また、差し押さえ

可能な財産が生じた場合も同様です。

◎ **市税に滞納のある人は、確定申告による所得税還付金を全て差し押さえます**

確定申告をしたことにより所得税が還付になる場合、市税に滞納のある人については、差押えの手続を行なったうえで、全て市税に充当します。差押えを執行するにあたり、本人の承諾は必要ありません。なお、市税を分割納付している人も所得税還付金の差押えの対象となります。この場合も、本人には連絡せずに差押えを執行します。

◎ **延滞金について**

納期限を過ぎてても未納の場合は、延滞金が発生することがあります。延滞金は、税の公平を確保するためのもので、延滞金のみの滞納であっても滞納処分(財産差押え)の対象となります。

◎ **納期内納付にご協力ください**

市税の納付は、納期内の自主納付が原則です。納期限を過ぎた場合は、督促状の発送などに多額の経費が掛かり、その経費も市税で負担することになります。納期内の納付にご協力をお願いします。

**納税が困難な人は、一人で悩まず放置せず、早めに相談を**

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情や、多重債務などにより市税の納期ごとの納付が困難な場合は、一人で悩まず、放置せずに、早めにご相談ください。

一括納付が難しい場合には、分割納付に応じることができません。まずは、納付できない理由をお聞かせください。

● **日曜納税相談窓口**

12月の「市税滞納整理強化月間」には日曜納税相談窓口を開設します。

開設日	時間	場所
12月20日(日)	午前9時から正午まで	困収納課

● **夜間納税相談窓口**

市役所開庁時間に納税相談ができない人のために、左表の開設日(納期限日)には夜間窓口を開設しています。

開設日	時間	場所
12月25日(金)	午後8時まで	困収納課
2月1日(月)、29日(月)		
3月31日(木)		

問合せ ▶ 困収納課 収納整理係 (☎内線1084)